

〈研究ノート〉

近世の曆統制と町触

梅田 千尋

はじめに

貞享二年（一六八五）の改暦は、宣明暦以来約八百年ぶりの国家的な曆法制定であり、初めて日本独自の曆法を採用したことで知られる。曆法の制定以上に広範な影響を与えたのが、年曆発行の制度化であり、その任に当たる幕府天文方の設置であった。

貞享以前は、地域大社に付属した曆師らが宣明曆法を用いて各地で独自に年曆を発行し、統一政権による官曆の不在を補っていた。曆師のなかには、室町・戦国期に大名からの保護を得た者もあり、一定の活動領域を確立して、それぞれの曆本を販売・配布していた。そのため、地域間の暦日に誤差が生じる年もあった。

貞享改暦以降の年曆は、曆算を担当する幕府天文方と吉凶付を担う曆道の幸徳井家、彼らを媒介する陰陽道本所土御門家、そしてそれを出版・頒布する各地の曆師を結ぶ複雑な工程を経て出版されることになった。渡邊敏夫は、『日本の曆』で地方曆師の史料を丹念に掘り起こし、この頒曆作成工程の詳細についても明らかにした¹⁾。但し、こうした制度の実現のため、幕府天文方がどのような管理・統制を行った

のか、本来学問機関である天文方が曆の流通をどこまで管理できていたのか。幕府機関は曆の作成・流通にどの程度介入したのかといった頒曆制度に関わる幕府施策の実像も実は明らかではない。

筆者は、先稿で近世曆制史の概観を試み、近世に行われた四度の改暦（貞享・宝暦・寛政・天保）が地方曆師の取締形態にも影響を与えたことを指摘した。そして、これらの改暦や曆法修正が科学技術面だけではなく、頒曆制度の転換期でもあった一例えば土御門家が主導した宝暦改暦以降、一時的に幕府による統制が弱まり、土御門家曆役所による直接把握に移行した²⁾という見通しを示した。その際、曆に関する法令についても若干言及したが、法令の発布数による時期区分の試みなど不十分な分析であった。本稿では改めてこの問題をとりあげ、三都を中心に、曆取締に関わる法令の頻度及び内容上の変遷について検討したい。

一、近世の曆制の概要

貞享改暦で確立した年曆の発行体制とは、天文方が作成する年曆の原本（写本曆）を特定の曆業者だけに配分し、曆の板行を許可すると

いうものであった。貞享改暦の段階で、各地暦師の営業範囲を確定されたとされる根拠は次の史料である。

【史料1】⁽³⁾

貞享暦御改暦以後者

一、伊勢暦之事、御師之土産斗^二而、売買不仕候様被仰付候由、岡部駿^(山田奉行)
河守殿御物語候、写本者此方より以飛脚遣候事

一、南都暦之事、和州陰陽師共ニ和州一国之売買御免他国江者出不申
候段書付有之候事

一、三嶋暦者伊豆一國、江戸江茂出申候得共、一幅茂出売買無之候事
一、会津暦其領内売買近辺出候由

一、江戸者大勢仕来候者共売買御免、何茂皆写本此方より遣候者也

一、大経師暦之事何連之國^三而茂売買御構無之候由承候者也

右之通被仰付候ケ様之旨可被相心得候、但院経師事者一万幅売買
御免其上者不仕候者也

貞享三年（一六八六）寅八月 安井算哲（花押）

大経師内匠殿

安井算哲（渋川春海）から京都の暦業者大経師匠への申渡しという形で、写本暦の受取人とそれぞれの営業範囲を定めたものである。⁽⁴⁾

ここで挙げられた七カ所の暦のうち、第一条の伊勢暦は、宇治山田の陰陽師箕曲甚大夫や白人（素人）⁽⁵⁾ 暦師らが版行し、伊勢御師によって全国にもたらされた代表的な暦である。文中に「御師之土産」と書かれているように、陰陽師や大社の御師などの民間宗教者が版暦・配布する暦は、暦自体が商品として流通するものではなく、祈祷札・大麻や様々な「土産」ともに配布され、それら全体に対する礼金が初尾

料として支払われた。そのため土産暦の暦単体の価格は不明であるが、伊勢御師らの檀家となる比較的裕福な層を中心に受容されたと考えられる。

二条目の「南都暦」も、奈良陰陽町の陰陽師らが板行した暦であり、陰陽師による檀家への配布と売買の両形態で流通していた。四条目の会津暦の発行者は、若松城下諏方神社の社家と七日町の商人菊地庄左衛門である。本史料では「其領内」と表記されているが、東北の夷願人らが土産暦に用いるなど、関東以北で広く流布し、販売形態を巡って、しばしば江戸の暦問屋と争論となった。

残る「三嶋暦」「江戸者」「大経師」はいずれも売暦の版元である。かつて摺暦座を支配したという大経師は京都で特権的な地位にあり、領暦作成過程にも関わっていたが、江戸市中での販売権は獲得できず、新興の江戸暦問屋が販売を行った。京都については、院御所に暦を調進する地下官人であり一万幅に限って売暦が認められていた院経師菊沢家の存在も記されている。

このように暦の流通には、店頭などで売買される売暦と、宗教者が檀家に配布する土産暦の二様の流通形態があり、土産暦として全国への配布が認められていた伊勢暦は、原則的に売買が禁止されていた。さらに暦には土産暦・売暦の種別の他に、限定された地域で販売される暦と、伊勢・江戸・大経師の暦のように「何連之國^三而茂売買御構無之」とされる広域的な暦があった。そして、各地の業者の販売・配布地域を制限しつつ、「此方」つまり天文方が写本暦を伝達することを明記している。天文方による暦管理は、このような形で成立していた。

なお、ここでいう曆とは、冊子・折本形態の仮名曆を指す。寛政期南都の売曆の場合、折本の仮名曆（長曆）の価格は十二文、略曆は三文程度であった。そのため、次第に月の大小など必要最低限の情報のみを記した、より安価な略曆が庶民に普及し、次第に仮名曆の発行数は減少していったようである。

ただし、史料中の曆師以外にも、曆を配布した曆師は存在した。例えば、伊勢国の丹生曆、泉州信太村の泉州曆である。いずれも、陰陽師による土産曆であり、天文方による写本曆配布経路の外部にありながら、土御門家配下の陰陽師として間接的に曆草を入手し、土産曆板行を続けていた。幕府天文方による写本曆の管理には、陰陽道組織の成員を直接支配できないという構造上の限界があった。写本曆伝達による管理体制は、曆流通の全体を包括するものではなかったのである。

二、曆に関する触の内容

写本曆を獲得した曆業者の営業権は法令でどのように規定されていたのか。幕府の対応を明らかにするため、江戸・京都・大坂の三都で出された曆の流通・統制に関わる触を表（表1）に掲げる。複数都市で明らかに同文の触が見られる場合は同じ番号の行に記入した。また、触の内容によってA～Eに分類し、記号を割りふった。以下、それぞれの地域で出された触の文面と時期的特徴について分析したい。

（1）江戸の触

江戸では三都のなかで最も頻繁に曆に関する触が出された。うち最初期（貞享二年の改曆から元禄八年（一六九五）まで）の触は、翌年の曆開板希望者を募集する内容であった。当初、曆版行には誰でも参

入でき、曆発行に必要な写本曆の入手も可能な状態であったことがわかる。この時期の文面は、おおよそ左の通りであり、いずれも「町年寄三人」を差出として入札触などとともに触れ出されていた。

【史料2】⁽⁶⁾ 「A系統」

一、来年之曆開板望之者ハ、写本可相渡候間、明日日中奈良屋所へ可申来候旨、町中不残可被相触候事（表1）〔2〕

しかしこうした触の文面は、元禄十年（一六九七）を境に一変する。この年、当時の曆発行者二十八名の内部で分裂騒動が起こった。争論の結果、過半の板曆者が曆出版を差し止められ、残る十一名の板木屋のみが「曆仲間」として天文方からの写本曆を受取る権利を得、開板を継続するという裁定が町奉行所より下された。⁽⁷⁾ これをうけて翌元禄十一年以降は毎年九月頃に「十一人」以外の曆出版を禁止する触が出される通例となった。その文面は、左の様なものである。

【史料3】⁽⁸⁾ 「B系統」

来卯之曆板行之儀、板木屋拾壹人江写本相渡、曆類板行致、商売可仕旨申付候、依之右拾壹人より外、脇々ニ而板行一切仕間敷候、若相背、曆類板行仕候者有之候ハ、急度可申付者也（表1）〔10〕

さらに違反者が無いよう、町中連印の提出も命じられた。

正徳六年（一七一六）にまとめられた例触集「年々御定式の御触」所収の十七通の例触のなかには、例年八月の曆板行の触も含まれていたが、その例触の文面も、B系統に属したと思われる。⁽⁹⁾

しかし、享保三年（一七一八）以降天明四年（一七八四）まで、曆に関する触は激減する。これが史料集の底本の差違による漏れであるのか、実際の触の不在であるのか判断は難しい。延享元年（一七四

四）・寛延四年（一七五二）・宝暦五年（一七五五）と間歇的に触が見られるが、その背景も不明である。

とはいえ以下の二点から、この間、曆統制の例触が中断していたと推定される。一つは、享保期という時期がもつ意味である。当時は、天文方を世襲した渋川家が事実上断絶し、年暦作成の主体が不確定な時期であった。¹⁰猪飼正一が天文方の職を勤め、年暦作成にあたったが、天文方と町奉行所を結ぶ手続きの上で何らかの変化が生じ、触の休止に至ったようである。いま一つは天明四年の触が、後の触で先例として参照され、新たな起点と見なされていることである。

なお、享保期の渋川家断絶を経て、宝暦改暦以降、暦の校正及び写本暦の管理権は土御門家に移行していた。触が再開された天明四年は、幕府が宝暦暦修正を手がけ、天文台を再設した二年後にあたり、幕府側に年暦管理をめぐる新たな体制が整い始めた時期でもある。享保三年から天明四年までの間、江戸における曆統制の触の激減と幕府町奉行所の消極的姿勢は関連すると思われる。

一方、この間に出された触は、文言が定型化されず、生々しい実態を伝える傾向がある。なかでも寛延四年の触「23」では、略暦や様々な「紛しき」暦を問題とし、「近年たはこ入・扇・其外一枚絵等迄、略暦之類」という暦としての統制を避けて装飾品に暦日を書き加えた品々を禁止している。略暦・類似品の商品化という新たな課題に対応するこの触は、曆仲間の排他的流通を主としたB類型とは趣旨が異なり、内容上C類型の先駆とも言える。

この後、再び例触として定期的に触が出されるのは天明四年以降とみられ、寛政六年（一七九四）頃から明らかに例年触として定着して

いる。¹¹

天明四年以降の触では、曆問屋十一人の特権確認というB類型の内容に加え、寛延四年触「23」と趣旨の一枚刷りなどの「紛敷品」の禁止を加え、さらに「辻売」による販売も禁止し、違反の際は「厳敷咎」を申し付けるという文言も補足された厳密な文面となる。こうした天明四年以降の触をC系統とし、左に掲げる。

【史料4】「C系統」

来已曆板行之儀、曆屋拾老人之もの共江写本相渡、曆類板行申付候、依之拾老人之外、脇々ニ而曆類一切致問敷候、右曆之義は重キ儀ニ付、年々右之趣相触候所、近来曆類紛敷板行致候もの有之旨相聞、甚以不埒之至候、向後略暦并大小之類一枚摺之品ニ而も、聊も曆ニ似寄候品之類売買は勿論、辻売等堅致問敷候、若相背曆類ニ紛敷事致候者有之は、厳敷咎可申付条、町役人共より可訴出候、等閑ニ差置候ハ、家主五人組名主迄咎可申付候、此旨町中急度可触知者也

【表1】「28」

以降、幕末まで原則的に触の文面は変化しない。そうしたなか、寛政九年には「曆に付風説」を否定する旨の町触が見られる。寛政改暦を控えて曆制に関する風説―おそらく仲間規制の撤廃若しくは再編の噂―が流布していたのであろう。しかし、町奉行の側はそれを否定し、十一人仲間による曆発行は継続された。一方、C系統の文面に見られる略暦の横行は確実に曆問屋の経営を脅かしていた。曆問屋仲間は天保期には「近年曆類売々手薄難儀」のため、「町中家別相對売」と各戸への直接販売を願っている。この出願は実現されなかったが、天保七年（一八三六）には、実際に略暦業者への処罰事例が見られる。

先稿では、寛政・天保改曆を経て幕府による曆流通への統制が強化されるという傾向を指摘したが、実際に江戸では曆仲間の保護と略曆流通を牽制する施策も実現していたのである。問題は、こうした統制が江戸市中の外には展開されず、統制が貫徹していなかった点であろう。以上、江戸での曆触について、自由な参入により曆業者の育成を図った貞享曆以前のA系統から曆問屋の特権を保護するB系統への推移、さらに中断ともいべき期間を挟んで、略曆の伸張という新たな問題に対してこれを排除すべく立売規制を加えたC系統へという変遷がみられる事が分かった。

(2) 上方の触

京都・大坂では、史料の残存状況の違いを差し引いても、曆に関する触は江戸に比べて圧倒的に少ない。京都では、元禄八年の段階で江戸でのB類型と同趣旨の大経師曆以外の曆を排除する触が出ていた。貞享改曆以前の京都における版曆状況については不明な点が多いが、明暦四年(一六五八)¹³⁾に大経師が伊勢曆・南都曆との争論で勝利を収めたという記録もある。天文方による写本曆の配布開始以前に大経師の排他的な地位が確立していたことになる。なお、地下官人である院経師の例外的な板行も京都では認められていた。

その後、京都での曆統制の触がみられるのは寛保元年(一七四一)であり、かなりの間隔がある。寛保年間の触は、柱曆(略曆の一種)の類似品に関する内容ではあるが、略曆刊行を禁止するのではなく、届出を命じた点で江戸のC系統とは異なる。特定業者の営業権を保障する文面でもない。これをD系統とする。さらに、寛保触の後には、享和二年まで途絶がある。この間、宝曆改曆から寛政改曆までの期間に

は、上方では土御門家が曆師間の争論に介入し、調整を行っていた。幕府当局による法令を通じた介入が不要であった時期ともいえる。

こうした大経師曆等の排他的販売と略曆類似品の排除は、享和二年(一八〇二)には併記されるようになり、以降文政期まで踏襲される。この段階では江戸のC系統と同様の内容となり、各都市での差違が解消される。しかし、幕末までC系統の触が継続していた江戸とは異なり、京都ではさらなる内容の変化が見られた。文政十二年(一八二九)の触は、町中の略曆販売者を対象とし、大経師の印札を持つ売り以外の売買を禁止した。つまり、略曆そのものを容認しつつ、大経師の排他的営業権を確保するため、大経師が略曆を発行し、指定する売子に販売させるという方法をとっていた。これをE系統とする。

以上の展開について、文政十二年触の文面に拠って確認したい。京都の触は、以前に出された触の文面を踏襲しながら新たな項目を付加する形式で出されるためである。

【史料5】¹⁴⁾

大経師、院経師板行曆之外、他所にて板行之曆於当地一切売買致すべからず候事

右之趣元禄年中已後も触置候処、近来心得違之者も有之哉ニ相問候、弥以先触之通急度相守候、此旨洛中洛外へ可相触者也

戊(享和二年)九月 (二) (こまでB系統)

柱曆ニ似寄候品、大小、十干、十二支、土用、八専等を書入、作絵ニいたし候類之板行詵候者於有之ハ、奉行所へ届候哉否之儀承知届候上、板木彫可申候、届相済候段申候上、猶可断出候、此旨板木屋共へ可申置事

右之趣寛保年中為申通置候事ニ候、弥以心得違無之様猶又板木屋共江可申聞置事

卯（文政二年）九月（一）（二）までD系統）

大経師、院経師板行曆之外、他所にて板行之曆於当地一切売買致間敷候并柱曆ニ似寄候品并大小、十干、十二支、土用、八專等と書入、作絵ニいたし候類板行詛候者於有之者、奉行所へ可断出旨、板木屋共江可申聞候段者、先年より追々申触させ候へ共、尚又享和二戌年ニも触書申通書差出置候所、近来又々猥ニ相成、他所にて板行曆売買いたし、或ハ色々紛敷略曆之類取拵売捌候者も有之由にて候間、向後弥大経師、院経師曆之外、右躰紛敷品堅売買致間敷候、若心得違不相守者於有之ハ、急度可申付候

右之趣洛中洛外へ在町江可申聞置事

卯（文政二年（一八一九））九月（一）（二）までC系統）
 右之趣前々より追々相触、去ル卯年ニも触置候処、近来又々猥ニ相成、不埒之事ニ候、大経師、院経師板行曆之外、決而売買不致候様、紛敷品一切取扱申聞敷候、且又大経師略曆之外板行も有之候処、近來曆文段書入候類板并其外施印と申略歴大小之類、薬法之能書等ニモ大小曆文段書入候品多有之由相聞候間、是又一切取扱売買等致間敷候、大経師よりハ売子之者へ印札為提置候由ニも有之間、右印札提居不申者よりハ買請申聞敷候、右之趣ハ書林共ニも急度相心得、曆之類売買猥ニ不相成候様可致候、此上心得違之者も有之候ハ、急度可沙汰及候

右之趣洛中洛外在町々へ猶又可申通事

丑（文政十二年）九月（一）（二）までE系統）〔表1〕〔53〕

京都では、この文政十二年触と同内容のものが、幕末までほぼ十年おきに二度出された。天保以降、触の頻度は若干増加するが、件数全数は江戸に比べ圧倒的に少ない。少なくとも例触として毎年出されることはなく、管見の限り処罰例も見られない。

大坂については、史料制約により単純な比較は難しいが、内容は、大経師曆以外の売買を禁止し、類似品の「紛敷」曆を排除するという他の都市と共通したものである。なお、大坂でも京都同様、大経師がこの地域唯一の売業者として認められていた。大坂では、曆に関する触がごく少ないうえ、享保段階で既に「作文字」とよばれる絵曆が禁止されるなど、他地域に先駆けて早くC系統の触が流布している点や、時期による内容上の変化が見られない点に特徴がある。これらについては、年代の確実な史料による再検討が必要であろう。

以上、上方では、略曆類の取締と規定業者による排他的売買という点で江戸と同じ方針をとりながら、略曆や類似曆との争論が比較的早期より問題となっていたこと、大経師による販売権維持のため、大経師自らによる略曆販売という対策が成されるに至った点で江戸と異なる触が出された。

（3）曆触の概要

三都の触の変遷をふまえて、曆統制法令に関わる都市間の相互関係と全体的動向について考えたい。改めて年代ごとに触の件数をまとめたものが【表2】である。表は、各改曆時期を画期として作成し、各都市にみられる傾向は既に述べたが、全体として、宝曆〜寛政期の触の減少がみられ、土御門家による版曆権の掌握が幕府による触の停止と連動していたことが確認できる。一方、とくに天保期以降は規制が

【表2】 暦に関する町触の年代別発令数

	年数	江戸	京都	大坂	計	
～貞享改暦	～1684	0	0	0	0	
貞享～宝暦改暦	1685～1754	70	16	2	4	22
宝暦～寛政改暦	1755～1797	43	7	0	1	8
寛政～天保改暦	1798～1843	46	14	6	4	24
天保改暦～	1844～1868	25	21	1	1	24
		58	9	10	78	

強化される江戸と上方での東西差が顕著となる。

触の連動という点では、大目付経由で発令され、江戸・京都に触出されたと明記される文政六年触「49」を除き、複数の都市で同時に触された触はほとんど見られない。延享元年・享和二年など、京都・大坂で同年同時期に出されている例も見られるが、文言も異なる。

ここから、暦に関する触は、各都市の町奉行の判断により、個別の事情に即して出されていたと考えられる。原則的に全国触としては出されない、各都市での完結した政策であった。さらにいえば、江戸においては暦問屋と天文方の意向を汲み、京都においては大経師の意向を汲んだ願触の形で発令されたことが推測される。そして、内容の厳しさと発令回数において江戸は突出しており、幕府当局による暦統制

は、江戸では機能していたといえる。

ここで、各地藩領における法令の有無についても、見ておく。⁽¹⁶⁾岡山・鳥取・熊本・加賀藩の法令集には暦に関連する触は見られず、わずかに熊本藩領で寛政十年の改暦を告知する「公儀御触」が掲載されただけであった。酒造・秤・貨幣から雲雀の売買禁止に至る様々な全国触が伝わるなかで、暦に関わる触の不在は際だっている。⁽¹⁷⁾近世前期から伊勢暦や大経師暦が流通していた加賀藩領では、十九世紀以降「月頭暦」と呼ばれる地域特有の略暦が流布しはじめた。「月頭暦」の作成者については不

明な点も多いが、陰陽道組織に関わる人物の介在も指摘される。⁽¹⁸⁾こうした写本暦に基づく頒暦体制から外れた独自の地方暦・略暦は、本来許容されないはずのものであった。

天保十二年、天保改暦を前に、当時の天文方は、金沢の「月頭」に代表される「偽造」暦の横行とそれに対する厳しい対処を幕府上層部へ訴えた。⁽¹⁹⁾その文中では頒暦工程における土御門家ら朝廷の排除を訴え、違反者への厳罰を唱えている。幕府天文方は当時の暦統制は不十分なものと見なしていたが、こうした天文方の意向が、法令という形で加賀藩領に伝達されることは困難であった。これは直轄都市以外の広域的な経路で包括的な法令を伝達できなかった幕府の制度的限界を示唆するものではないだろうか。

江戸で行われたような厳しい統制の実現は天保改暦期まで幕府天文方の悲願でありながら、ついに実現することはなかったのである。

小 括

以上、三都の町触を中心に、暦の管理・統制をめぐる法令面での変遷について検討してきた。

幕府は地域毎の多様な出版主体による暦本を、統一した内容で普及させるため、特定の暦業者への写本暦配布という体制を確立した。これを維持するため、指定業者以外の販売を禁止し、地域での独占を保障しようとした。つまり、暦の内容面での統制と、売暦の流通統制は一体として運用されるものであった。

しかし、ここまで見てきたように、統制令は全国令としては発令されず、藩領には影響を及ぼさなかった。暦に対する統制の触は局所的

なものであり、幕府による法的措置も、直轄都市の町奉行による商業統制策の枠内での個別対応にとどまっていた。略歴業者への処罰という厳しい措置も、江戸でのみ貫徹し、上方においては不徹底であった。

さらにいえば、宗教者が檀家に配布する土産暦は幕府法制による流通統制の対象にはならなかった。写本暦の作成に当たっては暦注加筆の工程で土御門家や幸徳井家も関与しており、陰陽道組織に所属する宗教者に対しては、写本暦配布に拘束されない情報伝達の余地もあった。暦流通においては、直轄都市の商業政策という幕府天文方の所轄領域の外に、土御門家の影響を排除できない広域的な宗教者組織の領域が存在していたためである。この宗教者組織あるいは朝廷支配の領域に対しては、天文方そして幕府の直接関与は困難であった。ここに、商業者のみを対象とする秤座や銭に関する法令に比べて顕著な違いがある。

なお今回、貞享改暦後の諸法令の前提となった暦師間の争論については論及することが出来なかった。暦に関わる争論において、誰がどのようにに裁定を下していたかという基本的事実を整理する必要があるが、今後の課題としたい。

注

- (1) 渡邊敏夫『日本の暦』（雄山閣、一九七六年）一五五頁
- (2) 拙稿「近世の暦流通と「暦支配」」『歴史学研究』九一一号、(二〇一三年)、以下文中で先稿とする際、この論文を指す。
- (3) 東北大学附属図書館林文庫二八六二「明時館叢書」第三卷
- (4) この文書は大経師の側に伝わったとされる史料であり、寛政期に土御門家に提示され、天保期に洪川景佑が収集した写しであるという経緯から、実際に貞享三年に作成されたことを検証する必要があるを指摘したい。
- (5) 岡田芳朗「伊勢の暦」『三重県史研究』一〇、(一九九四年)
- (6) 『江戸町触集成』第二卷触二二六五号、(塙書房、一九九四年)
- (7) 国会図書館所蔵V F 7—N 147「暦記録」
- (8) 『江戸町触集成』第三卷触三四三七号、(塙書房、一九九五年)
- (9) 藤井讓治『江戸時代のお触れ』（山川出版社、二〇一三年）
- (10) 前掲注3
- (11) なお、先稿（前掲注3）では、このような触の常態化と幕府による暦支配の強化を関連づけ、寛政改暦に面期を見たが、実際には天明四年にその端緒がみられる点を補足しておきたい。
- (12) 『江戸町触集成』第八卷触九〇二二号、(塙書房、一九九七年)
- (13) 前掲注3「明時館叢書」第三卷
- (14) 『京都町触集成』第十卷（岩波書店、一九八六年）
- (15) 『大阪市史』三・四卷（二九一一—二九一三年）
- (16) 今回は探索範囲を『藩法集』（創文社、一九五六—六六年）所収の岡山・鳥取・熊本・金沢藩に限った。今後他地域についても暦統制に関する触の有無を調査したい。
- (17) 秤統制の法令については馬場章「地方秤座による秤支配の実態—津秤座の秤改めを中心に—」『三重県史研究』八、一九九二年
- (18) 前掲注3
- (19) 東北大学附属図書館 林文庫二八五五「改暦御用留」

【表1】 暦出版に関する三都町触

	年代	内容	引用触	出典	江	京	大	注記
[1]	寛文中	1660? 軍書・歌書・暦類・好色本類・噂事人善悪等「疑敷」板行何いの事		問屋	○			
[2]	貞享2.8.6	1685 来年暦開板希望者受付		江2365	A			
[3]	貞享3.6.22	1686 来年暦開板希望者受付		江2368	A			
[4]	貞享4.7.4	1687 来年暦開板希望者受付		江2598	A			
[5]	元禄5.7.6	1692 来年暦開板希望者受付		江2779	A			
[6]	元禄6.7.10	1693 来年暦開板希望者受付		江2933	A			
[7]	元禄7.6.26	1694 来年暦開板希望者受付		江3108	A			
[8]	元禄8.	1695 大経師暦以外の他所暦売買禁止		京1-100		B		
[9]	元禄10.6	1697 暦板行28人に申付けていたが、うち11人に限定		江3324	○			
[10]	元禄11.8.18	1698 来年暦写本暦渡11人以外の暦出版禁止+町中連印		江3437	B			
[11]	元禄12閏9.21	1699 来年暦写本暦渡11人以外の暦出版禁止+町中連印		江3592	B			
[12]	宝永元.10.朔	1704 大経師暦の事(原文欠)		大触742			B?	
[13]	正徳2.9.朔	1712 来年暦写本暦渡11人以外の暦出版禁止+町中連印		江4489	B			
[14]	正徳3.10.3	1713 来年暦写本暦渡11人以外の暦出版禁止+町中連印		江4822	B			
[15]	享保元.8.27	1716 来年暦写本暦渡11人以外の暦出版禁止+町中連印		江5284	B			
[16]	享保2.8.28	1717 来年暦写本暦渡11人以外の暦出版禁止+町中連印		江5424	B			
[17]	享保3.9.	1718 来年暦写本暦渡11人以外の暦出版禁止		寛保2016	B'			
[18]	享保19.10.	1734 大経師暦以外商売禁止+大小作文字書入禁止		大触1553			C	
[19]	寛保元.	1741 柱暦類似品、暦日暦注書入作絵出版の際奉行所へ届出		京2-1477		D		版木屋へ
[20]	延享元.	1744 来年暦写本暦渡11人以外の暦出版禁止		宝暦1356	B'			
[21]	延享元.11.23	1744 大経師暦の外商売禁止+大小作文字書入禁止		大触1913			C	
[22]	延享3.11.12	1746 大経師暦以外禁止		大触1988			B	
[23]	寛延4.10.20	1751 暦問屋11人以外の暦出版・近年たばこ入等略暦書入紛敷品禁止		江6974	C'			
[24]	宝暦2.12.	1752 三島暦校合暦士御門家へ差出すよう指示		宝暦1358	○			勘定奉行へ
[25]	宝暦4.11.	1754 改暦宣下につき触		宝暦1359/ 京7-1488	●	●		
[26]	宝暦5.11.12	1755 来年暦写本暦渡11人以外の暦出版禁止+町中連印		江7145	B			
[27]	明和7.11.3	1770 大経師暦以外の禁止+大小作文字書入禁止		大触2730			C	
[28]	天明4.9.26	1784 暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		江9022	C			重町触二付張出
[29]	天明8.9.	1788 暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		天保6416	C			
[30]	寛政元.9	1789 暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		江9484	C			
[31]	寛政6.10	1794 暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		江10134	C			
[32]	寛政7.10.7	1795 文言昨年之通		江10271	C?			
[33]	寛政8.9.28	1796 文言昨年之通		江10353	C?			
[34]	寛政9.11.	1797 京都にて改暦宣下、翌年より新暦の旨申し渡し		天保6419/ 京7-1489	●	●		大目付宛
[35]	寛政9.11.28	1797 暦に付風説あるも、紛敷暦につき町触掲示のこと		江10490	○			改暦二付張出
[36]	寛政9.11.28	1797 文言昨年之通		江10492	C?			
[37]	寛政10.11.14	1798 文言昨年之通		江10641	C?			
[38]	寛政11.	1799 「寛政増続古暦便覧」「懐宝長暦便覧」紛敷暦号・10年の新暦を記すため絶板		天保6421	○			町奉行宛
[39]	寛政11.	1799 月の大小入の華美なる1枚絵の板行、奉行所にて検閲の事		天保6422	○			町奉行宛
[40]	寛政11.10.24	1799 文言昨年之通		江10760	C?			
[41]	寛政12.9.29	1800 文言昨年之通		江10885	C?			
[42]	享和元.9.29	1801 文言昨年之通		江10976	C?			
[43]	享和2.9.	1802 大経師・院経師暦以外売買禁止+柱暦類似品届け出	[8][19]	京8-703		C		
[44]	享和2.10.4	1802 大経師暦の他売買禁止		大触3965			B	
[45]	文政元.10.19	1818 暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		江11791	C			
[46]	文政2.6.29	1819 大経師暦の他売買禁止		大触4488			B	
[47]	文政2.9.	1819 大経師・院経師暦以外売買禁止+柱暦類似品届け出	[43]	京9-1390		C		
[48]	文政5.10.19	1822 暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		江12160	C			
[49]	文政6.10.	1823 暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止	[28] 江戸触	天保6425/ 京10-399	C	C		大目付宛
[50]	文政6.10.27	1823 暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		江12206	C			
[51]	文政6.11.	1823 紛敷暦板行禁止(略)		大触4654			C	
[52]	文政6.11.	1823 蘭書・天文書・オランダ書翻訳出版・蔵版禁止		天保6426	○			
[53]	文政12.8.	1829 大経師・院経師暦以外売買禁止+柱暦類似品届け出+大経師暦売子に印札	[8][19] [43]	京10-1053		E		

[54]	文政12.12.	1829	院経師売子も印札取得、印札取得の売子から暦購入すること		京10-1074		E'		
[55]	文政13.10.7	1829	暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		江12543	C			
[56]	天保2.3.	1831	略暦・一枚摺禁止、武家方誂えも禁止		江12600				板木屋共へ
[57]	天保2.10.8	1831	文言昨年之通		江12645	C?			
[58]	天保3.10.7	1832	文言昨年之通		江12701	C?			
[59]	天保5.10.8	1834	文言昨年之通		江12859	C?			
[60]	天保6.8.28	1835	大経師暦の他売買禁止 + 茶碗団扇などの暦書入禁止	[46]	大触5141			C	
[61]	天保7.5.23	1836	近年暦類売々手薄難儀、町中家別相対売出願。近年暦減少		江13003	○			
[62]	天保7.9.11	1836	大小略暦似寄暦売捌の者咎申付、今後も取締願(暦問屋より)		江13062	○			
[63]	天保7.10.	1836	大経師・院経師暦以外売買禁止 + 柱暦類似品届け出 + 大経師暦売子に印札、暦発売前の流布不埒	[43] [49] [53]	京11-120		E'		
[64]	天保9.10.7	1838	暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		幕末4704	C			町触
[65]	天保11.5.27	1840	翻訳暦書・医書・天文書など究理書類頼りな世上流布につき		幕末4706	○			天文方江
[66]	天保13.3.19	1842	天保暦序文土御門家へ仰付のこと		幕末4707	○			
[67]	天保13.6.10	1842	暦書・天文書翻訳書籍町年寄にて改、奉行所提出(天保出版統制)大阪では「新著刊行」の手続き(翻訳とせず)		幕末4710/ 京11-578	○	○		
[68]	天保13.10.6	1842	天保壬寅元暦への改暦・新暦頒行について		幕末4715/ 京11-644	○	○		
[69]	天保13.10.14	1842	暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		幕末4716/ 江13758	C			
[70]	天保14.10.3	1843	暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		江14038	C			
[71]	天保15.10.8	1844	暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		江14238	C			
[72]	弘化2.7.28	1845	天文・暦書・蘭世界絵図新板は天文方へ草稿提出		幕末4722	○			大目付江
[73]	弘化2.10.7	1845	暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		江14369	C			
[74]	弘化3.10.7	1846	暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		江14495	C			
[75]	弘化4.10	1847	暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		江14593	C			
[76]	嘉永元.10.6	1848	暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		江14765	C			
[77]	嘉永2.正.22	1849	大経師暦の他売買禁止 + 茶碗団扇などの暦書入禁止	[60]	大触5800			C	
[78]	嘉永2.9.	1849	大経師・院経師暦以外売買禁止 + 柱暦類似品届け出 + 大経師暦売子に印札、暦発売前の流布不埒	[28] [43] [49] [53]	京12-119		E'		
[79]	嘉永2.10.7	1849	暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		幕末4724/ 江14956	C			
[80]	嘉永3.10.7	1849	暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		江15128	C			
[81]	嘉永4.3.12	1851	株仲間再興令		江15154	○			
[82]	嘉永4.10.7	1851	暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		幕末4726/ 江15205	C			
[83]	嘉永5.10.7	1852	文言昨年之通		江15327	C?			
[84]	嘉永6.10.7	1853	文言昨年之通		江15473	C?			
[85]	嘉永7.10.7	1854	文言昨年之通		江15610	C?			
[86]	安政2.10	1855	文言昨年之通		江15689	C?			
[87]	安政3.10	1856	文言昨年之通		江15908	C?			
[88]	安政4.10	1857	文言昨年之通		江15992	C?			
[89]	安政5.11.16	1858	例之通		江16177	C?			
[90]	安政6.11.16	1859	例之通		江16336	C?			
[91]	万延元. 閏3.21	1860	天文・暦算訳書草稿は天文方、世界絵図等草稿は蕃書調所へ提出の事		幕末4731	○			
[92]	万延元.10.7	1860	例之通		江16477	C?			
[93]	文久元.10.18	1861	例之通		江16638	C?			
[94]	文久2.10.8	1862	例之通		江16744	C?			
[95]	慶応元.11.朔	1863	暦問屋11人以外の暦出版・略暦等・辻売等禁止		江17015	C			
[96]	明治3.5	1872	弘暦者による暦発行につき		京13-1080	○			

A～Eの分類は本文参照。改暦に関連する触を●、暦と関連するが、流通統制の類型に当てはまらないものを○とした。触の内容が各類型の標準的な例と一致するが、文言が欠けているものには記号に「？」を付した。「例之通」等の文言のみで本文が欠落するものは「？」を付した。触の出典略称は、以下の通り。問屋 = 『諸問屋再興調』 + 『板木師旧記写』、江 = 『江戸町触集成』、寛保 = 『御触書寛保集成』、宝暦 = 『御触書宝暦集成』、天保 = 『御触書天保集成』、幕末 = 『幕末御触書集成』、京 = 『京都町触集成』、大 = 『大阪市史』、それぞれ触番号を記載